

令和7年6月23日（月曜日）第2回定例会

○出席議員（16名）

1 番	柏 倉 信 一	議員	2 番	佐 藤 政 人	議員
3 番	野 口 康 一 郎	議員	4 番	児 玉 崇	議員
5 番	月 光 裕 晶	議員	6 番	安 孫 子 義 徳	議員
7 番	太 田 陽 子	議員	8 番	佐 藤 耕 治	議員
9 番	渡 邊 賢 一	議員	10 番	伊 藤 正 彦	議員
11 番	古 沢 清 志	議員	12 番	太 田 芳 彦	議員
13 番	阿 部 清	議員	14 番	沖 津 一 博	議員
15 番	荒 木 春 吉	議員	16 番	後 藤 健 一 郎	議員

○欠席議員（なし）

○遅刻議員（なし）

○早退議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

齋 藤 真 朗	市 長	猪 倉 秀 行	副 市 長
佐 藤 志津男	教 育 長	久保田 洋 子	病院事業管理者
高 橋 達 也	選挙管理委員会 委員長	木 村 三 紀	農業委員会会長
今 野 育 男	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局 長	東海林 恒	企画戦略課長
石 橋 慶 幸	みらい協働課長	佐 藤 倫 久	デジタル戦略 課 長
小 林 博 之	財 政 課 長	安孫子 廣 美	税 務 課 長
渡 辺 智 昭	市民生活課長	菊 地 正 博	防災危機管理 課 長
武 田 栄 治	建設管理課長	渡 邊 健 一	農林課長（併） 農業委員会 事務局 長
小 関 光 彦	商工推進課長	後 藤 英 明	さくらんぼ観光 課 長
小 林 弘 之	福祉国保課長	黒 田 美 紀	健康増進課長
志 鎌 重 美	子育て推進課長	寺 西 里 衣	会計管理者（兼） 会 計 課 長
大 江 幸 範	上下水道課長	山 田 良 一	病 院 副 院 長
東海林 茂 美	学校教育課長	安 彦 絵 美	生涯学習課長
笹 原 泰 治	スポーツ振興 課 長	大 沼 勇	監 査 委 員
渡 邊 昭	監 査 委 員 局 長		

○事務局職員出席者

高 橋 良 子	事 務 局 長	伊 藤 正 弘	局 長 補 佐
堀 和 敏	総 務 係 主 任	熊 谷 拓 哉	総 務 係 主 事

議事日程第 5 号

第 2 回定例会

令和 7 年 6 月 2 3 日（月）

予算特別委員会終了後開議

再 開

（予算特別委員会付託関係）

日程第 1 議第 4 3 号 令和 7 年度寒河江市一般会計補正予算（第 2 号）

〃 2 予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告

〃 3 質疑・討論・採決

（総務産業常任委員会付託関係）

日程第 4 議第 4 4 号 寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について

〃 5 議第 4 7 号 寒河江市水道事業に係る布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について

〃 6 議第 4 8 号 財産（小型除雪車）の取得について

〃 7 議第 4 9 号 市道路線の認定について

〃 8 総務産業常任委員会の審査の経過並びに結果報告

〃 9 質疑・討論・採決

（厚生文教常任委員会付託関係）

日程第 1 0 議第 4 5 号 寒河江市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

〃 1 1 議第 4 6 号 寒河江市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

〃 1 2 厚生文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告

〃 1 3 質疑・討論・採決

閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第 5 号に同じ

再 開

午前 9 時 4 5 分

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○柏倉信一議長 おはようございます。

本日の会議は、議事日程第5号によって進めてまいります。

議 案 上 程

- 柏倉信一議長** 日程第1、議第43号令和7年度寒河江市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告

- 柏倉信一議長** 日程第2、予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

予算特別委員長報告を求めます。安孫子予算特別委員長。

〔安孫子義徳予算特別委員長 登壇〕

- 安孫子義徳予算特別委員長** 予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託になりました案件は、議第43号令和7年度寒河江市一般会計補正予算（第2号）であります。

6月16日、委員15名全員出席、当局からは市長はじめ関係課長等出席の下、委員会を開会し、議第43号を議題とし、質疑の後、各分科会に分担付託し、審査することといたしました。

各分科会の審査の経過につきましては、本日再開されました委員会で詳しく報告されておりますので省略させていただきますが、各分科会とも原案を了とすることと決した旨の報告がありました。

各分科会委員長報告の後、委員長報告に対する質疑を行い、討論を終結し、採決に入りました。

議第43号を採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、予算特別委員会における審査の経過

と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

- 柏倉信一議長** 日程第3、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより議第43号令和7年度寒河江市一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第43号は原案のとおり可決されました。

議 案 上 程

- 柏倉信一議長** 次に、日程第4、議第44号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正についてから、日程第7、議第49号市道路線の認定についてまでの4案件を一括議題といたします。

総務産業常任委員会の審査の経過並びに結果報告

- 柏倉信一議長** 日程第8、総務産業常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

総務産業常任委員長報告を求めます。月光総務産業常任委員長。

〔月光裕晶総務産業常任委員長 登壇〕

○月光裕晶総務産業常任委員長 総務産業常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、6月16日、委員全員出席し開会いたしました。

付託されました案件は、議第44号及び議第47号から議第49号までの4案件であります。

審査に入る前に、審査の都合上、初めに議第49号の審査を行い、その後、議第44号、議第47号、議第48号の順で審査することを諮り、異議なく了承され、そのように審査することに決しました。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第49号市道路線の認定についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第44号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第47号寒河江市水道事業に係る布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「この要件緩和によって対象職員が増えるということだが、具体的にどのくらい増えるのか」との問いがあり、当局より「布設工事監督者及び水道技術管理者につきましては、改正前は8名で改正後は10名、2名の増となります」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもつ

て原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第48号財産（小型除雪車）の取得についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務産業常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○柏倉信一議長 日程第9、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第44号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について、議第47号寒河江市水道事業に係る布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について、議第48号財産（小型除雪車）の取得について及び議第49号市道路線の認定についての4案件を一括して採決いたします。

ただいまの4案件に対する委員長報告は、いずれも可決であります。

4案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第44号、議第47号、議第48号及び議第49号の4案件は原案のとおり可決されました。

議 案 上 程

- 柏倉信一議長** 次に、日程第10、議第45号寒河江市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について及び日程第11、議第46号寒河江市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての2案件を一括議題といたします。

厚生文教常任委員会の 審査の経過並びに結果報告

- 柏倉信一議長** 日程第12、厚生文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

厚生文教常任委員長報告を求めます。野口厚生文教常任委員長。

〔野口康一郎厚生文教常任委員長 登壇〕

- 野口康一郎厚生文教常任委員長** 厚生文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、6月16日、委員全員出席し開会いたしました。

付託されました案件は、議第45号及び議第46号の2案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第45号寒河江市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第46号寒河江市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「本条例ではこども誰でも通園制度

の受入れ施設に必要な設備等も定められているが、なか保育所において追加に必要な設備等はないのか。また、なか保育所の受入れ限度を超えるような場合、ほかの保育所での受入れも検討が必要になると思うが、その際に追加で整備が必要な設備等はないのか」との問いがあり、当局より「なか保育所においては設備等の追加は必要ありません。また、現時点での登録者は4名となっており、今年度は受入れ上限を超えることはない想定しています。来年度以降につきましては利用人数の実態を見ながら検討しますが、その際にも大きな設備の追加は必要ありません」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、厚生文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

- 柏倉信一議長** 日程第13、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第45号寒河江市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について及び議第46号寒河江市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての2案件を一括して採決いたします。

ただいまの2案件に対する委員長報告は、いずれも可決であります。

2 案件は委員長報告のとおり決することに御
異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第45号及び議第46号の2 案件は原
案のとおり可決されました。

閉　　　　　　会　　　　　　午前9時59分

○柏倉信一議長　これにて令和7年第2回寒河江
市議会定例会を閉会いたします。
御苦労さまでした。